令和４年10月12日

会員各位

枚岡薬剤師会　会長

河内薬剤師会　会長

一般社団法人東大阪市布施薬剤師会　会長

薬局並びに薬局製造医薬品製造販売業及び製造業、毒物劇物販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業に係る年末更新の取扱いについて（通知）

　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に基づく「薬局」及び「薬局製剤製造販売業及び製造業」の許可及び監視指導に関する事務が、平成23年４月１日より大阪府から東大阪市に移管され、また、「高度管理医療機器」に関する事務も平成27年４月１日より担当窓口が毒物劇物販売業と同じ東大阪市保健所環境薬務課になりました。

　よって年末更新について、従来の毒物劇物販売業と同様に、各自で手続きを完了されますようにお願い致します。

　なお年末更新にかかわる事務取扱要領は、東大阪市保健所環境薬務課から店舗所在地宛に送付されますことを申し添えます。

|  |
| --- |
| 【問合先】東大阪市保健所環境薬務課　　担当：北吉TEL：072-960-3804FAX：072-960-3807E-Mail：kankyoyakumu@city.higashiosaka.lg.jp |